平成２１年（フ）第１８９６６号
神奈川県川崎市高津区下作延378番地３
破産者　ＮＢＡ株式会社
１　決定年月日　平成22年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８９６７号
神奈川県横浜市中区山手町269―15
破産者　春本　和隆
１　決定年月日　平成22年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４９７号
東京都府中市是政５丁目８―30―202
破産者　原口　和重
１　決定年月日　平成22年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９０３号
神奈川県横浜市瀬谷区上瀬谷町４―12―103
破産者　岡部　邦夫
１　決定年月日　平成22年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０３４５号
神奈川県川崎市麻生区王禅寺西８丁目22―９
破産者　松田　純之
１　決定年月日　平成22年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０３４６号
神奈川県川崎市麻生区王禅寺西８丁目22―９
破産者　松田　昌枝
１　決定年月日　平成22年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０８６９号
福島県郡山市安積町牛庭５丁目127
破産者　小林　秀州
１　決定年月日　平成22年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０９１５号
東京都港区高輪１丁目４番26―517号　高輪東誠ビル
破産者　有限会社東京インターナショナルアーティスツ
１　決定年月日　平成22年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０９１６号
神奈川県横浜市鶴見区北寺尾４丁目17―22
破産者　木村　憲司
１　決定年月日　平成22年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０９２９号
東京都中野区弥生町３丁目３―12
破産者　川本　博美（旧姓白倉）
１　決定年月日　平成22年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１０１６号
東京都北区神谷１丁目５番６号
破産者　有限会社昌栄工業
１　決定年月日　平成22年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１０１７号
東京都北区神谷１丁目５―６
破産者　金尾　昌信
１　決定年月日　平成22年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１０１８号
東京都北区神谷１丁目５―６
破産者　金尾　栄子
１　決定年月日　平成22年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１０６６号
神奈川県横浜市港北区篠原町974番地の１Ｄ207
破産者　有限会社カネコクリエイト
１　決定年月日　平成22年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１０６９号
東京都千代田区神田神保町３丁目２番地５
破産者　ペットマン株式会社
１　決定年月日　平成22年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１０７０号
東京都江戸川区平井７丁目11―６
破産者　市橋　玲香
１　決定年月日　平成22年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１０７１号
東京都大田区大森南１―13―８　岩田英男方、商業登記簿上の本店所在地東京都品川区南大井１丁目20番12―301号
破産者　有限会社三誠社
１　決定年月日　平成22年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１０７２号
東京都大田区大森南１丁目13―８
破産者　岩田　英男
１　決定年月日　平成22年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１０７８号
東京都中野区東中野１丁目51―13―702
破産者　齋藤　　孝
１　決定年月日　平成22年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１２３７号
神奈川県川崎市多摩区堰３丁目10番19号
破産者　有限会社松田新聞店
１　決定年月日　平成22年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１２７７号
東京都豊島区雑司が谷２丁目18番８―204号
破産者　国際不動産株式会社
１　決定年月日　平成22年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１２７８号
東京都荒川区荒川８丁目19―１―510、開始決定時の住所東京都足立区西新井栄町３丁目１―６―201
破産者　三谷　雅行
１　決定年月日　平成22年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部